

社会福祉法人等軽減認定の 次回更新について

社会福祉法人等による利用者負担軽減認定の**次回更新**は
2027年（令和9年）です！

必要な方は、更新申請受付期間中に
ご自身で申請をお願いします。

申請書は、高齢者福祉課及び各支所窓口で請求又は
ホームページからダウンロードしてください。



申請書のダウンロード
はこちらから！

←社会福祉法人等による利用者
負担軽減制度についてはこちら



必要な書類等	備考
①申請書	ホームページからダウンロード可能。 ※消せるペン不可
②収入等申告書	ホームページからダウンロード可能。 ※消せるペン不可
③預貯金通帳の写し	被保険者及び被保険者と同一世帯に属する方名義の通帳全て
④本人確認書類	申請者の免許証 等
⑤代理権が確認できるもの	委任状 等 ※被保険者本人以外が申請する場合に必要

【預貯金通帳の写しについて】 ※生活保護を受給されている場合は不要

被保険者及び被保険者と同一世帯に属する方名義の全ての通帳について、最新の状態まで記帳した状態で、(1)～(5)の写しを提出してください。

(1)銀行名・支店・口座番号・口座名義人が分かる部分

(2)2026年（令和8年）1月1日から申請日までの履歴が分かる部分

(3)直近の年金の受給が分かる部分

(4)定期預金・定期積立の残高が分かる部分

(5)有価証券がある場合は、証券会社や銀行の口座残高がわかるもの

※窓口に通帳をお持ちいただける場合は、窓口でコピーをとらせていただきます。

京都府福知山市字内記 1 3 番地の 1

【お問い合わせ先】

福知山市健康福祉部高齢者福祉課 介護保険係

電話番号：0773-24-7013

2027年の社福軽減更新申請受付期間

	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	23	24	25	26	27	28	29
6月	30	31	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
7月	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
8月	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
	1	2	3	4	5	6	7

申請受付期間

更新申請受付期間は
2027年（令和9年）6月1日（火） から
7月30日（金） まで！



福知山市役所高齢者福祉課及び各支所窓口は平日のみ申請を受け付けます（祝日不可）。

ぴったりサービスは土日祝日も受付可能です。

8月1日以降も受付は可能ですが、有効期間が短くなる場合があります。

新規申請は随時受け付けています。